

県内介護サービス施設・事業所
ご担当者様

兵庫県福祉部高齢政策課長

厚生労働省備蓄の個人防護具配布について

この度、厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症等感染拡大防止のため、同省が備蓄しているN95マスク等の個人防護具の一部を配布する旨、連絡がありました。

個人防護具は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第36条の3に基づく医療措置協定締結医療機関へ優先的に配布されますが、高齢者施設等も配布対象となっています（応募多数の場合は、抽選になります）。

つきましては、配布を希望される施設・事業所は、下記を十分ご理解の上、申請されますようお願いいたします。

記

- 1 申請方法** 兵庫県簡易申請システムにより申請してください
<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1728550403161>
- 2 申請期間** 令和6年10月17日(木)～10月25日(金) 17時(厳守)
- 3 注意事項**
 - (1) 配布する個人防護具（配布枚数は100枚単位 ※手袋は300枚以上）**
 - ①N95(DS2マスク含む) ②アイソレーションガウン ③プラスチックガウン ④サージカガウン ⑤非滅菌手袋
 - 【重要】●配布する個人防護具は、必ず当該施設が自ら使用すること。
 - 転売は禁止する。転売が発覚した場合、今後原則として緊急配布を含めて配布しない。
 - (2) 配布先選定方法（厚生労働省が選定）**
 - ①感染症法医療措置協定締結医療機関を優先
 - ②その他については、在庫限りで配布（希望多数の場合は抽選）
 - (3) 配布方法**

厚生労働省から各施設・事業所へ直接郵送（令和6年12月～令和7年3月）
※抽選結果の公表は、物品の発送をもって代える。
 - (4) その他**
 - ①物品の銘柄・材質・サイズについては、指定できません。
 - ②国の備蓄品放出のため、外装箱の破損や凹みが生じている場合があります。
 - ③配布物品は、令和7年度中の使用期限となっていますので、長期保管用等を目的とせず、現在必要となる数量で申請ください。
 - ④ガウン類は、同数量のマスク等に比べ保管スペースが多く必要となりますので、医療用物資の保管スペース等も十分検討のうえ申請ください。
 - ⑤申し込み後の数量変更やキャンセルはできません。

本事業は厚生労働省が行っています。質問等は別紙Q&Aをご覧ください。

兵庫県高齢政策課
介護基盤整備班
koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

厚生労働省備蓄 個人防護具の配布について (Q&A)

質 問 内 容	回 答
個人防護具は、必ずほしい。抽選に外れた施設には、県の備蓄品を配布してほしい。	兵庫県備蓄品は令和5年度の配布で、在庫に余裕がなく、実施予定はない。
受け取った物品をグループ内施設で共有しても良いか。	申請施設のみで使用可能である。
もらった物品が余った場合、県で引き取ってくれるのか。	申請施設において、法令に従い処理していただきたい。
物品の到着日時の指定はできないのか。	厚労省で一括配送するため、指定はできない。
物品受け取りに費用はかからないのか。	郵送費を含め、厚労省が負担する。
来年度も配布はあるのか。	厚労省の判断による。
抽選はいつ行われるのか。	厚労省からは12月から発送をはじめると聞いているので、それまでに抽選があるものと思われる。
抽選結果を知りたい。	厚労省からは、発送をもって抽選結果の公表とすると聞いている。
物品調達計画に、今回の配布分を盛り込みたい。	今回は厚労省の備蓄物品の臨時配布である。その主旨を踏まえ、各施設の物品調達計画に、当該配布を盛り込むのは好ましくないと思われる。
実際の物品のメーカー名やサイズを知りたい。	厚労省からは、メーカーやサイズ等の指定はできないと聞いている。そのため、今回配布される物品のメーカー等のリストも示されていない。申請にあたっては、そのあたりも十分考慮していただきたい。
配布について、意見を言いたい。	厚労省が行っている事業であり、県では対応できないのでご容赦いただきたい。
令和7年度中の使用期限の詳細について教えてほしい。	厚労省からは、「令和7年度中」とだけ聞いている。